

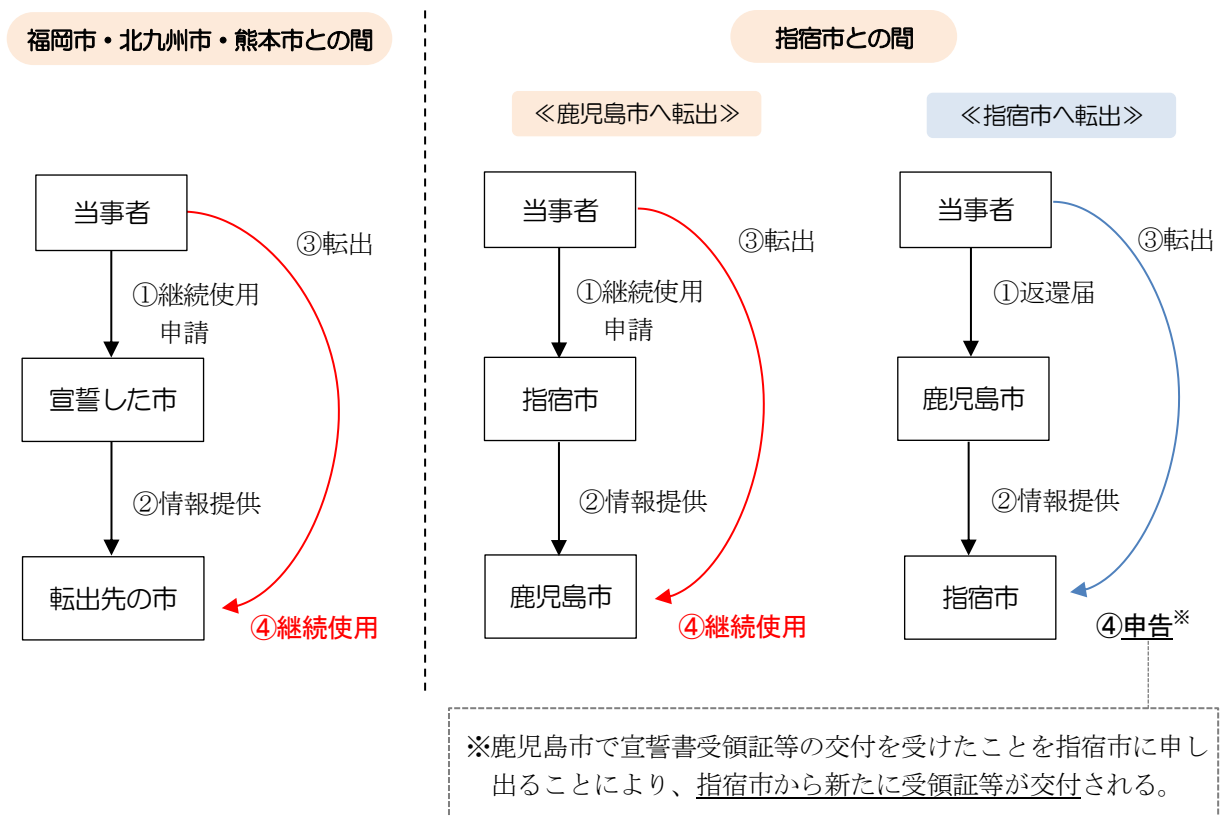
4. パートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用の取り組み



パートナーシップ宣誓制度の利用者が、転入・転出した後も安心して生活できるよう支援するため、制度を導入している4都市と、都市間相互利用に関する協定を締結する。

- 1 **協定締結都市** 福岡市、北九州市、熊本市（本市の交流連携都市）及び指宿市
 - ・本市と交流連携都市は4市間で相互に協定を締結
 - ・本市と指宿市は独自に協定を締結
- 2 **協定の名称** パートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用に関する協定
- 3 **協定締結日** 2月1日（火） ※締結式等なし
相互利用も同日開始する。
- 4 **相互利用の概要** 宣誓者が協定締結市間を異動する場合、転出時に宣誓した市に書類（継続使用申請書・返還届）を提出することにより、転出先でも、「パートナーシップ宣誓書受領証」の継続使用や、自治体が提供するサービスの利用が可能となる。

＜ 相互利用のイメージ ＞



■ 問い合わせ
人権推進課
099-216-1232